第3回熊本県「無らい県運動」検証委員会会議録

日 時: 平成 23 年 10 月 19 日 (日) 午後 7 時~午後 8 時 30 分

場 所:菊池恵楓園社会交流会館1階会議室

出席者:※敬称略

委員長/内田博文 九州大学名誉教授 神戸学院大学教授

委 員/志村 康 菊池恵楓園入所者自治会副会長

小松 裕 熊本大学教授

遠藤隆久 熊本学園大学教授

泉 潤 熊本日日新聞社論説委員

協力員/

国宗直子 弁護士・国賠訴訟西日本弁護団員

齊藤 真 僧侶・ハンセン病市民学会事務局次長

浄土真宗本願寺派光尊寺住職

塚本 晋 県立宇土高等学校非常勤講師

楠本佳奈子 熊本日日新聞社編集局社会部記者

森 紀子 熊本日日新聞社熊本総局記者

事務局/伊藤敏明 熊本県健康福祉部健康局長

佐藤克之 熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課課長

坂本弘一 同課審議員

楠本誠二 同課課長補佐(疾病対策担当)

緒方久紀 同課参事(疾病対策班)

【次第】

- 1 開会
- 2 熊本県健康福祉部健康局長挨拶
- 3 議題
 - (1)委員及び協力員からの調査・執筆に関する報告について
 - (2) 聞き取り調査等に関する報告について
 - (3) 今後の調査・執筆の担当について
 - (4) その他
- 4 閉会

【1 開会】

(進行/坂本弘一 熊本県健康福祉部健康づくり推進課審議員)

ただいまより「第3回無らい県運動検証委員会」を始めます。熊本県健康福祉部健康局 長の伊藤よりご挨拶を申し上げます。

【2 熊本県健康福祉部健康局長挨拶】

(伊藤敏明 熊本県健康福祉部健康局長)

熊本県健康福祉部健康局長の伊藤でございます。各委員及び協力員におかれましては、 夜間の開催にもかかわらず「第3回無らい県運動検証委員会」にご出席いただきましてあ つく御礼申し上げます。また、ご多忙の中、無らい県運動検証に関する調査、執筆にご尽 力いただき重ねて御礼申し上げます。県では今年度も菊池恵楓園の入所者のご協力により 聞き取り調査を実施させていただき、また委員の方のご同席の下、関係機関の資料調査な ども進めてまいりました。今後も県として、ハンセン病隔離政策の一翼を担った責務を果 たすべく、充実した検証作業が行えるよう最大限努力してまいる所存でございます。無ら い県運動を検証し記録に残し、ハンセン病問題を正しく伝えていくことで、今後の再発防 止、偏見や差別のない社会の実現につながっていくものと考えております。各委員及び協 力員におかれましては大変ご多忙とは思いますが、今後とも本委員会による無らい県運動 検証に関する報告書の作成及び本県のハンセン病問題の解決に向けた取り組みの推進につ きましてご支援ご協力をお願いしまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきま す。本日はよろしくお願いいたします。

(坂本審議員)

それでは、議事進行は設置要項第五条により内田委員長にお願いします。

【3 議題】

(1) 委員及び協力員からの調査・執筆に関する報告について

(内田博文委員長)

第1議題「委員及び協力員からの調査・執筆に関する報告について」について、各委員及び協力員の皆さまより調査・執筆の進捗状況のご報告をいただき、それを踏まえて意見交換を行う。第一章「戦前編」について、小松先生よりお願いしたい。

(小松裕委員)

5月からの経過について、まず『ハンセン病問題資料集成』から戦前の熊本に関する資料をピックアップする作業から始め、6月ぐらいに終了した。その後、無らい県運動において医学者がどのような役割を果たしていたのかを知るために、熊本大学医学部図書室に所蔵されている戦前戦後に出版された熊本の医学関係の雑誌の調査を行った。それと同時並行で、九州 MTL の調査のため県の方々と一緒に潮谷愛一さんのご自宅を訪問、9月には恵楓園の資料調査を1日行い、だいたいの資料収集のメドがついた。現在は集めた資料を

基に年表作成に取り掛かっている。本日各委員に配布している資料は、未完成だが 10 月 1 日現在までにまとめた年表で、調査の過程において大きな画期がいくつかあったことが分かってきた。第一の画期は、1928 年に執り行われた昭和天皇の即位式に合わせて、内務省から各県の警察あるいは衛生課に出されたハンセン病患者の取り締まり要請。次に 1931 年 11 月に昭和天皇を迎えて熊本で開かれた陸軍特別大演習に合わせて、ハンセン病患者の一斉取り締まりが行われている。このような形で、熊本では独自の取り締まりが行われた。ただ、熊本で無らい県運動がどのように始まったのかというのが今一つはっきりと分からない部分である。年表に従って見ていくと、赤文字で書いてある部分は熊本県が関わっているもしくは重要な事項を示している。特に熊本県知事が発令した訓令はなんとかして発掘できないかと思い手を尽くしている。九州療養所規則や県が出した懲戒検束といった条例なども見つけていきたい。

1927年あたりからは本妙寺の問題がクローズアップされてくる。これは熊本医科大学が中心となり発行していた「鎮西医海時報」の第6号、第10号あたりでその経過が分かる。注目すべきは、1928年10月20日の「熊本県光明会生る」の記述で、鎮西医海時報第16号ならびに関連文献に出ていた。同年12月1日には県庁で発起人会が開催され30余名が参加、正式には翌年に会が発足している模様。会長には当時の熊本県知事、副会長に熊本県警察部長、県学務部長、そして県医師会長の福田令寿も名を連ねている。理事の石松量蔵はキリスト教の牧師、河村正之は九州療養所の所長ということで、関係者を一応網羅する形で熊本県における最初のハンセン病に関係する団体として「光明会」が設立された。県全体の組織が1920年代末に誕生しているということは、他県と比べても早いのではないか。ただ、この光明会の設立に奔走した内田守の回想によると、会の頭が高すぎて発会式のまま終わってしまったとのこと。要するに、あまりにお偉いさんをトップに並べたために、実際の活動がほとんど何も行われないまま終わった。これがまず新たに分かったことである。

次に、1931 年 10 月 20 日付の九州新聞に、「各方面一斉の取締デー」ということで「熊本県の衛生課では癩病患者取り締まりを行ひ」という記事が出ている。これも陸軍大演習を目前に一斉取り締まりを行ったという新聞記事である。九州日日新聞には、第3期に入った熊本県の大演習警備ということで、「衛生課では市内に散在するレプラ狩りを行ひ本妙寺をはじめその界隈および各所より十数名の患者を検束収容した」と、この陸軍特別大演習に合わせた一斉取り締まりの様子が当時の新聞に掲載されていた。

1932年2月2日の九州日日新聞には、陸軍特別大演習に伴う一斉取り締まりによって「各伝染病/著しく減少/伝染病国と云はれた/熊本県としては稀有の成績」を収めたという記事が掲載。その反面、九州新聞の同年2月3日付は、「一般の伝染病は/昨年と大差なし」と相反する記事が掲載されている。

1934 年 10 月には熊本県警察部衛生課が『衛生』を刊行し、その中で在宅ハンセン病患者に対して九州療養所への入所を勧めているという資料が見つかった。これは県立図書館

の内田文庫の中にあった資料で、塚本協力員が発見したものである。実は以前にも内田文庫を調査していただいたが、これはそのリストから漏れていた資料。この資料に、県の明確な関与が具体的に示されている。県の衛生課長執筆によるまえがき「癩問題に就て」の中に、「常に最も御同情に堪へないものの一は癩に悩んで居らるる方と其の家族の方々であります。この病に就きましては畏くも、皇太后陛下、痛く御軫念遊ばされて居ますことは皆様の御承知の通りであります。衛生当局に於きましても、此の病の予防撲滅、療養に就きましては充分の関心を有して居ります。従来社会的に重大問題である、この癩問題に手を染めることを厭はるる傾向があつたのですが、今回、自ら挺身して、御気の毒な病者や、其の家族の方の御力ともなつて療養や予防につき、親しく御相談に応ずることに致しました。申す迄もなく私共は病に関することは何事も絶対に秘密を厳守し、又社会の注目をうける様なことは努めてさけることにして居ります。其の点、御信用の上、御遠慮なく御相談あらんことを希望致します」という記述があった。熊本県の衛生課長が、「これまでハンセン病問題にあまり熱心に取り組んでこなかったけれども、これからは一生懸命やります」ということで、「入所希望の方は無料ですので気軽に申し出てください」というふうに書いてある。これは結構重要な資料であると思う。

このような形で県の関与が明らかになっていったのだが、その後は県が主催したいろんな講習会の存在が分かってきた。1937年9月27日から29日まで、熊本県主催、癩予防協会後援により、九州各県衛生技術官に対し「らい予防講習会」を3日間開催している。熊本県が実際に九州各県のハンセン病問題担当者を集めて具体的な講習会を開いているということが明らかになっている。熊本県主催による講演会はその後毎年行われているようだが、今回の年表には明らかになったところだけ記述している。1939年11月7日にも同じように熊本県主催による「らい予防講習会」を行ったという新聞記事を見つけた。

ポイントとなるのは、1940 年7月9日の本妙寺事件である。この年表には、九州 MTL 関係者の回想をいくつかまとめてきた。そこでは、熊本市が作った本妙寺ハンセン病患者の集落地図が患者一斉検挙の時に利用されたということが分かっている。この年、九州 MTL でも紀元2600年の記念事業として本妙寺集落の問題を重点的に取り上げる決議がなされている。その担当者として潮谷総一郎が2月9日から1週間に2回3回と熱心に本妙寺集落に通い、さまざまな相談にのったりキリスト教の話もして、患者さんたちと親身な交際を作り上げるまでに至り、患者さんたちが潮谷総一郎に秘密をすべて打ち明けるぐらいの関係を築いていたという回想が残っている。潮谷も本妙寺集落の克明な地図を作っており、実はそれが本妙寺事件の時に利用された可能性もある。

ただ、九州 MTL は本妙寺地区に自由療養区というか自由療養所のようなものを作って患者さんたちを収容できるようにすればいいじゃないかと考えていたが、県及び九州療養所では、患者は国立や公立の療養所に収容するのが一番の解決策であって、自由療養所を設けるということは考えられないということで、その発言には若干のニュアンスの違いがあったことが浮かび上がってきている。ところが、熊本県では 1940 年に本妙寺集落の一斉検

挙を行っても同年12月時点で600数十名の在宅患者がいたことが調査の結果分かった。

1941年2月1日の九州日日新聞に、「癩患者の街頭流出 県当局の取締」、「熊本県衛生課では県一斉の警察官に癩の□人発見の『虎の巻』を伝授し、さきに県下一斉に『癩患者出て来い』と街に彷徨う癩患者調査を行った結果驚く勿れ癩患者六百二十九名が街に溢れて居るのを発見した之等癩患者の取締に就ては県当局でも頭を悩まし宮崎九州療養所長と打合せをなし重症患者は療養所に収容する方針で善後策を講じている」という記事があり、1940年9月に県が一斉調査を行っている。警察官に配ったという虎の巻がどのような内容であったかは、塚本協力員の協力も得て現在、関連する新聞記事を見ている状況。この1940年9月の一斉調査がおそらく本妙寺事件以降、熊本県が本格的に無らい県運動に取り組み始めた大きな画期になる出来事ではないかと現在考えているところである。

629 名というと全国の患者の1割強が在宅のままであったということで、おそらく熊本県の戦前における対策は他県より遅れていて充分ではなかったと思われる。そのようなことで戦後のハンセン病患者への取り組みが、菊池恵楓園の一千床増床と相まって、戦後の方がむしろ熊本県は熱心に取り組んでいったのではないだろうか。これは菊池一郎さんがすでに指摘されているが、そのような戦後の熱心な取り組みの中で菊池事件などが起きたのではないかという予測を現在立てているところである。

戦後の1953年10月2日には藤楓協会熊本県支部が発足している。そして10月9日に熊本県衛生課長より県医師会宛てに出した公文書「衛総第二二号の一 らい患者の届出について」が「西海医報」という雑誌に載っていた。「伝染病患者の届出につきましては御繁忙の折柄種々御配慮をわずらわしていますが、従来伝染病届出規則により届出られていたらい患者については、このたび新たにらい予防法(昭和二十八年法律第二百十四号)が施行され、その届出方法並びに経路について左記により取扱うよう本省から通牒がありましたので、貴会員に対し遺憾ないよう徹底方お願いすると同時に、従前以上の御協力を御願いします」という公文書が県医師会長宛てに出されているということが分かった。この原本は分からないが、雑誌に公文書がこのように出ているということは、戦後の無らい県運動に関する県の関わりを証明する重要な資料ではないかと思っている。

この年表もまだ不十分で毎日時間を見つけてはせっせと年表を制作している段階なので、 まだ原稿化する状況には至っていない。

(泉潤委員)

戦前の新聞記事はどこで見られたのか。

(小松委員)

新聞調査は専ら塚本協力員にお願いしている。『熊本市史』を作るときに九州日日新聞と 九州新聞を全部コピーして冊子単位にし、現在、熊本市役所花畑別館に保存してある。県 立図書館にはマイクロフィルムしか残っておらず、熊本市の方が便利。例えば戦前の毎年 6月25日に熊本でどのような行事が行われていたかを、塚本協力員に調べてもらっている。 (内田委員長) それでは第二章の「戦後編」について。

(泉委員)

私も熊大医学部の図書館にうかがった。無らい県運動と熊大の関わりについて以前から調べているものがあるが、まだ公表する段階ではない。また9月には、東京出張とくっつけてハンセン病資料館に行ってきた。今日昼、内田先生とも話したところだが、あちらの資料館もまだ内部資料を公表する段階に来ていないらしく、結局は図書室に行ってらい学会の機関紙「レプラ」に掲載された熊本関係の記事を全部あらって、いくつか面白いものを見つけてきた。ハンセン病資料館でいちばん見つけたかったのは潮谷総一郎の件である。本妙寺事件で、「相愛更生会」の役員をしていた方が栗生楽泉園の特別病室・重監房に入れられるわけだが、そこから出してくれという嘆願書を潮谷総一郎が送っている。栗生楽泉園自治会に聞いてみたところ、その嘆願書は栗生楽泉園にはなくハンセン病資料館に送ったと言われたので調べてもらったが、資料館では見つからなかった。再度、調べなければいけないと思う。

また恵楓園の資料室にもうかがったが、なにしろ膨大な量なのであと数回行かなければ と思っている。またリストに入っている資料の中で紛失しているものがあり、いちばん見 たかった業務日誌が軒並みごっそり1箱分ほどなかった。

また今日、内田先生と一緒に、熊本市教育委員会で黒髪校事件当時の校長先生、私も以前「検証 ハンセン病史」のときに取材を申し込んで、そのときはご健在だったが断られて電話でだけ話したという経緯があるが、お亡くなりになったということで今回は資料を見せていただいた。3分の1程度が当時の新聞の切り抜き、あとはPTA総会のメモ書きだが、判読しにくいものもある。それと当時の通学賛成の嘆願書や市教委が作ったビラ、賛成派中心のビラ関係があった。期待したほど未公開資料はなかったが、中には昭和30年度入学予定者の名簿もあった。入学者の中には竜田寮の児童というだけではなく、いわゆる朝鮮籍、国籍で差別されて入学を拒否されたということが恵楓園の資料でも分かっている。やはり名簿の中には国籍を書いている箇所があったので、そのあたりも一つの裏付けになるのではないだろうか。ただ、県教委や市教委がどのように関わっていたのかを期待していたが、そのあたりの資料はあまり見つからなかった。今後また詳細に調べたい。

優生保護法の成立については、その中心人物であり熊本県医師会長、日本医師会長を務めた参議院議員・谷口弥三郎が中心になると思う。これに関しては小松先生からも資料をいただき、医学部図書館を中心にいくつか資料がある。谷口弥三郎について面白いのは、戦前戦中、彼はいわゆる当時の「産めよ増やせよ」を推進する側でそのような文書を書いているわけだが、戦後になるとガラリと変わって産児制限を行っている。「劣等分子を除く」という露骨な言い方をしているが、ナチスの優生思想の影響も色濃くあるのではないかということを思わせるような文書を残している。

医療刑務支所の開所については、恵楓園の資料調査でも少しあった。これについてはいずれ法務省に情報公開請求をしたいと思っている。本田協力員とも話したが、熊本日日新

聞社からの請求という形にしたい。いちばん気になっているのが、医療刑務支所が戦前の 監禁室と同じような使われ方をしていなかっただろうかということで、それを裏付ける資料を最優先に調査したい。

黒髪校事件については新資料がないかどうか調べているところである。

(内田委員長)

国宗先生から第2章と第3章、第5章のレジュメをいただいたので、後ほどまとめて国 宗先生よりご報告をうかがいたい。では、小松委員より、らい予防法の成立に関してご報 告をお願いしたい。

(小松委員)

戦後のらい予防法成立についても、国会の委員会での審議はほぼおさえた。委員会での 審議とそれにまつわる三園長証言が話の中心になるかと思う。だいたいのメドはついてい る。

(内田委員長)

では、第三章「各界の役割」に移る。私は「福祉」と「医療」、「教育」を担当した。「福祉」については「ハンセン病患者・家族の生存権と日本型社会政策」というタイトルでペーパーを提出した。「教育」に関しては2つ、「無らい県運動と教育―龍田寮事件を中心として―」と「無らい県運動と修身・道徳・人権教育」を提出した。福祉の方では、明治維新以降の日本の福祉政策の中でハンセン病患者、入所者、家族の方の福祉がどのように続けられ、またそれがどのような特質を持っていたのかということを分析した。熊本県に即したデータを入手した上でそれを織り込む形でもう少し加筆したいと思っている。

教育に関しては小松先生のデータの中にも少し出てくるので、それを参照して書き込みたい。黒髪校事件に関して、私は反対派だけではなく賛成派の論理の中にも無らい県運動の影響が反映されているのではないかという観点で分析した。本日いろいろな資料をいただいたので、それを参考にしながら適時入れ込んでいければと思う。もう一つの関心は、無らい県運動が明治維新以降の初等中等教育の中でどのような織り込み方をされているのかということ。無らい県運動を後押しするような形の教育がなされていたというところを少し分析する。この点も、もう少し熊本県に資料をいただいた上で新聞記事なども拝見して適時織り込み加筆させていただきたい。

では「マスコミ」について泉委員よりご報告をお願いする。

(泉委員)

「マスコミ」の方は、熊本日日新聞の記事を中心に、今のところ戦後を中心に調査をしている。戦後もデータベースに入っていれば非常にラクだが、今入っているものは 20 項目 ぐらいということで、あとはスクラップの調査になる。戦前はマイクロフィルムなので困っていたが、先ほど小松先生から「熊本市の資料を見た方がラクだ」というお話をいただいたので、調べ直したいと思っている。今のところ、菊池事件と黒髪校事件関連の記事、それと啓発関係の記事を中心に調べている。できれば熊日だけではなく他紙も調べたいと

ころだが、黒髪校事件については今日の資料の中に朝日新聞、毎日新聞、西日本新聞と全部入れた一つの切り抜きがあったので参考にしたい。放送関係についてはRKKの井上委員にお願いしているが、放送という関係上、なかなか資料として残っているものがないと聞いている。

(内田委員長)

医療関係は小松先生がご担当ということで、先ほど戦前の分はかなり詳しい資料を入手 していらっしゃるということ。

(小松委員)

一つ補足がある。先ほどのらい予防法の成立に関して、恵楓園の資料で当時の自治会の 反対運動に関するかなり詳しい資料が残っている。それも使って、自治会側の反対運動に も少し触れたい。

医療界については、かなり詳しい人的な関係が分かってきた。のちに化血研の初代所長になった学者が、熊本医科大学でハンセン病の研究を始めたことで九州療養所との関係ができていく。また、恵楓園で入所者が亡くなった時に解剖を専ら行った病理学者は、熊本医科大学が空襲で被害を受けて研究室がなくなると、恵楓園内に研究室を持って研究を行ったということ。宮崎松記などとの関係も深い。

また医療界でいうと、感光色素の「虹波」を抜かすことはできない。では、なぜ感光色素の研究が熊本医科大学で始まったのか、それはある研究者が熊本医科大学に赴任してきてからということになる。当時の陸軍第7技術研究所の嘱託にもなっており、密接な関係を持ちながら虹波の研究を進めていく。そのことに宮崎松記が着目して、その開発と実験に熱心になり、恵楓園の患者さんに虹波を投与して効果の検証を行っている。

また、宮崎松記が監督と脚本を手掛けた記録映画も作られており、このシナリオは恵楓園に残っている。それまで立って歩けなかった患者さんが、虹波を注射されたら突然立って歩き出したという、虹波が劇的な効果を持つ薬であるという内容の映画だったという。あまりの痛さに堪えかねて歩き出したのかもしれないし、そのあたりは専門家ではないのでよく分からない。そのようなことで、医療に関しては虹波を一つの軸にして見ていきたい。

戦後は谷口弥三郎を中心として、熊本県医師会、熊本市医師会などがハンセン病患者の 隔離政策の下支えを果たしていく。そのあたりのことも書いてみたい。

(内田委員長)

本日、塚本協力員から詳細なデータをいただいているので、保健所関係のご報告をお願いする。

(塚本晋協力員)

私は行政の変遷や保健所が担当ということで、先ほどもお話があったが、小松委員のと ころに新聞記事を持参しつつ他の資料も集めた。他は、県議会の予算でらい予防事業にど れぐらい使えていたのかを現在まとめている。先ほど小松委員が紹介された『衛生』も、 ちょうど拡張工事で予算が大きくついた時に出された。県議会では、予算と九州療養所の 移転についての質疑応答が3回ほど行われており、この件は後日まとめて提出する。

本日持参した資料は、1枚目が菊池恵楓園の入所者数で、『百年の星霜』に付いていたものである。あと、熊本県が昭和26年から出していた『衛生年鑑』は途中、名称が『熊本県衛生年報』などに変わっている。それ以前の1950年に『衛生だより』というパイロット版のようなものが3冊出ている。その中に当時の衛生課長が偽名で、「これから積極的に無らい県運動をやっていきたい」というように言っている。本日持ってきたものは、『衛生年鑑』や『衛生年報』などに載っている昭和27年から昭和34年ぐらいまでのらい予防事業成績の資料である。らい予防事業の結果、人数関係がどうなっているか考察するため、恵楓園の入所者数と総退所者数、年度末入所者数を挙げた。1枚目の表の右側に「患者・死者の届出」があるが、これは『衛生年鑑』に掲載されている熊本県における法定伝染病の患者数と死者数で、厚生省に報告したもののようである。ここに挙げられている表は『衛生年鑑』などのデータをパソコンに書き写したもので、ほぼ同じ内容。まだ数字を集めて適当に考察しただけなので何とも言えない。

新聞記事を集めている中で、1955年の「貞明皇后をしのぶ会」で、熊本県の保健所の職員が熊本県の推薦で表彰されていること、また翌 1956年にも熊本県の予防課の職員が表彰を受けたことが分かった。以前配布していただいた県 OB の証言によると、「保健所は関わっていない」であるとか、「担当の方が…」ということだったが、これはその担当の方ではないかと思われる。このことにより戦後、県が(ハンセン病政策に)関わっていたことが分かった。これはまだ途中なので、きちんとしたものができたら事務局に提出したい。

(内田委員長)

次は国宗協力員から今回ご提出いただいた資料に関するご説明をおうかがいしたい。 (国宗直子協力員)

前回の委員会終了後に、実は自分がどのようなことをするのか自覚していなかったこともあり、遠藤先生と「今日までに原稿を出さなければいけないのだろうか」とお話ししたぐらいで、原稿が遅れて申しわけないと思っている。

本日は私の担当のラフイメージを書いてみた。他に遠藤先生と共同の担当があるので、 そこをどうするかは今後、遠藤先生と調整したい。

菊池事件だが、これをどのように振り分けるか考えあぐねている。厚生労働省の検証会議ではすでに13ページにわたり菊池事件が取り上げられている。今回独自に取り上げるとした時に、「検証会議ではこのような取り上げ方がされている」という紹介をしつつ私の方ではどのような取り上げ方をするのか、同じことを書いてもしょうがないので難しく、工夫をしないといけないと思い悩んでいるところ。そのあたりを整理して、事実関係がダブるのはしょうがないとして、取り上げ方のポイントを考えていきたい。菊池事件の問題点に触れる時に、医療刑務支所の問題と重なる部分を触れたい。泉委員が医療刑務支所をどのようにまとめられるかで、整合性のある書き方やダブらないような書き方が必要。泉委

員からレジュメ的なものを先にいただきたい。

無らい県運動と菊池事件との関わり、無らい県運動が菊池事件にどのように影響しているのかということを明らかにするのがこの章の役目で、その場合、この章で無らい県運動全体をどのように評価してどのようにまとめるのかが重要。それを抜きにして、私が勝手に無らい県運動のことを論ずるわけにはいかないと思う。例えば戦後、菊池事件が起きる頃に菊池恵楓園では1千床増床して患者さんをどんどん収容することになるのだが、その頃の患者収容は公的には「無らい県運動」と呼ばれていない。私たちは裁判の中でそれを「第二次無らい県運動」と名付けて呼んだが、そのような戦前と分けた形で戦後を評価するかどうかは一度議論して取りまとめていただけないだろうか。私としては、戦前を受け継いだ形で「第二次無らい県運動」として起きた、戦後にも無らい県運動はあったという形でまとめたい。それが直接的に菊池事件の発生と下さんへの取り扱いに影響を及ぼしたという形でまとめたいと思っている。そのようなとりまとめでいいかどうか議論していただきたい。

第三章の3の「法曹界」だが、実は無らい県運動に法曹界がどのように関わっていたの かあまり情報がなく、小松委員や泉委員が過去の新聞記事を調べられる際、法曹界が関わ っていた事柄があれば教えていただきたい。これをピンポイントで探すために全資料を当 たる作業は、私には加重になってしまうので、そのあたりご協力をお願いしたい。直接的 な関わりについては、私たち法曹界でもこれまで検討していなかったので分からない。第 三章のタイトルは「各界の役割」となっている。これは無らい県運動の中で各界が果たし た役割という意味と思うが、法曹の責任という意味では、このタイトルとはちょっと違う のかなという気がしている。"果たした役割"というよりもむしろ"果たさなかった役割" が問題。戦前において、その"果たさなかった役割"がどうだったのか、戦前の法曹界の 力をどのように評価していいのかも分からないので、まだなんとも道筋が見えていないと ころ。戦後については、法曹界がハンセン病問題にこのような形で関わってきたかという 資料があるので、それを見ながらもっとどうすべきであったのか、どう関わるべきであっ たのかを見ていきたい。熊本での検証なので、菊池事件と医療刑務支所との関わりを中心 にして、熊本の法曹としてもっとこうあり得たのではないかということも含めて検討して いきたい。ここでも、第二章の3で、泉委員が医療刑務支所をどのように取り上げていた だくかとの整合性を見ていかなければいけないと思う。

第五章の「被害」も私の担当である。本日初めて聞き取り調査の資料をいただいた。第 五章の中心はこの聞き取り調査を全部掲載するかどうかは別にして、これを載せるべき章 だと思っていいのだろうか。そうだとしたら、導入部分を入れて内容を紹介してまとめる 形になると思う。今日いただいてまだ中身を拝見していないので、どのようなまとめ方が ふさわしいのか、これから検討させていただきたい。

(内田委員長)

非常に大事な問題提起を3ついただいた。1つ目は戦後の運動も無らい県運動という位

置づけにするのかどうか。この件については皆さまもご異論はないかと思う。ただ、もしそうだとすれば、戦後についても無らい県運動であるという位置づけをするための理由を総論的に冒頭かどこかで言及する必要がある。その点は新たに私の方で執筆することも可能。2つ目は「不作為」ということだが、無らい県運動の特徴で、「不作為」ということ自体が全体的に「作為」と同じような意味を持っているというところに、官民一体で行った無らい県運動の問題性がある。こちらも国宗先生ご担当の部分もしくは「各界の役割」の冒頭かまとめの部分で言及する必要性、無らい県運動における「不作為」の意味を論ずる必要性がある。この件に関してはまた調整させていただきたい。

(国宗協力員)

その件に関して一つ言いそびれたことがある。医療刑務支所のところで特に指摘したいのは、検証会議の際の指摘が必ずしも十分ではなかったということである。「法曹」と言うと「弁護士」と捉えがちだが、菊池事件や医療刑務支所の運用に関しては法務省と裁判所の司法全体が関わっていたということをもっと重大視すべき。この点は「法曹」のところできっちり触れたい。

(内田委員長)

国の検証会議では、法務省が運用していた医療刑務支所の問題点は十分に触れられていない。また、医療刑務支所の中に法廷が常設的に行われていたということで、裁判所の問題、最高裁の問題を言及していなかったので、そこは触れていただきたい。

(泉委員)

その件は当然考えている。法務省については人権擁護法案との関わり、法務省が今まで 人権擁護の府であったところが、自らがどのような人権侵害をしてきたかを検証するのは 重要な任務であると認識している。法務省が自らそのような形で検証及び反省をほとんど 行っていないのではないか。そういう意味で法務省に情報公開請求を行いたい。医療刑務 支所については新しい資料を探したい。

また戦後においても、認識はされていなくても、戦前から引き継いだ形で無らい県運動が続いている。その継続性について戦後編でも意識しながら行いたい。

(国宗協力員)

私たちが「第二次無らい県運動」と呼んだことに関して、単純に戦前のものをそのまま継続したのではなく、新たに強制収容を組織したところが大きなポイントである。特に菊池恵楓園の場合は増床計画と結びついて収容を強化した。そのことは検証会議であまり意識されなかったように思う。特に熊本で考える時には、戦後強化されたという収容に関する評価が必要ではないだろうか。そういう意味では、単なる継続ではなく、ここに「第二次」とつける意味があるのではないかと思っている。そのあたりも検討していただきたい。

(志村康委員)

私たちは当時、恵楓園文協管弦楽団の一員として医療刑務支所に慰問に行った。その時に45名ぐらいいて中には女性もいた。男女が一緒に刑務所にいるというのは特異なことで

あろうと思う。また何人か出張裁判があった。先ほどどなたかがおっしゃったとおり、刑 務支所が監禁室代わりに対応したということも考えられる。

また先ほど泉委員からお話があった資料の問題について、私たちの方からこれまでも園側に業務日誌の提出をお願いしてきた。恵楓園にも胎児標本があり、それをどのように処分してきたのかを明らかにしないかぎり、菊池恵楓園だけが胎児標本についてうやむやな中で供養を行うのは受け入れられない。業務日誌と巡視日誌、その他4点ほど資料がなくなっているという状況にある。昨日、副園長から、そこに関わったのではないかと思われる人の話が出たので、その方たちに何らかの方法で確認を取ってみたい。

(内田委員長)

次に第四章と第六章を合わせて検討させていただきたい。

(遠藤隆久委員)

第四章の「ハンセン病国賠訴訟」は国宗協力員と話をしていて、できれば国宗協力員の方で中心に書いてほしい。「ホテル宿泊拒否事件」は時系列で経過を整理している。それに沿って当時の自治会の方の話を聞くとか、ハンセン病差別の中で宿泊拒否事件がどのような質を持っていたのかについてできるだけ明らかにしていきたい。当時の取材は泉委員を中心になさっていたと思うので、泉委員ともお話をさせていただきたい。「ハンセン病問題基本法」は、私も当事者の一人として関わってきた。再度、なぜハンセン病問題基本法が必要だったのか、第五章の「これからの啓発活動」とも結びついてくるかと思うので、将来構想問題とも絡めて議論を深めていきたい。

第六章の1についてはまだ手をつけていない。「これからの啓発活動」については、療養所毎に将来構想についてどのような全体像や展望をお持ちなのか、共通点があるのか、将来構想がこれからの啓発活動にどのような示唆を与えるのかについて考えていきたい。3の「啓発のためのシステムの整備」についは、これから内田委員長と打ち合わせをしてお話をさせていただきたい。

(内田委員長)

私は第四章で「患者の権利の保護」を担当している。原稿はまだ提出していないが、国の再発防止検討会の中で患者の権利と保護に関しては外国の法制を含めて詳しく検討して、報告書にまとめて厚生労働大臣に提出したという経緯があるので、それも適時原稿化したい。それほど時間はかからないと思う。

また第六章の4「差別防止のためのシステムの整備」では、人権教育の改善の問題を書いた。人権教育、特に子どもたちへの人権教育の充実を通して再発防止をしていくことが一つの柱であると思う。ただ、菊池恵楓園との交流を通してハンセン病と人権について理解を深めていらっしゃるなど、熊本県の実際の取り組みは全国的にも非常に高い水準にあると思う。そこの部分は織り込んでいきたい。もう一つは人権教育だけでは進まない部分があり、差別について法制でそれは違法行為であるという問題があるが、それについても執筆したい。その旨ご衆意をいただきたい。

(小松委員)

先ほどの国宗協力員からお話があった戦後の無らい県運動の位置づけに関して、これは私たちが「第二次無らい県運動」と呼んでいるのではなく、当事者がそのような認識を持っていたということなのではないだろうか。今日私が準備した年表の22ページにそれをうかがわせる資料がある。1951年8月1日に菊池事件が起こっているわけだが、その後の8月17日に菊池恵楓園で座談会「新装成れる恵楓園を訪ねて」が行われている。その中で、当事者である宮崎松記が、「今までは満員満員で御断りして来たが、今回一千床の増率で、十分収容能力が出来ましたので、特に地元熊本県の癩問題を解決したいと考える次第です」、「正式の届出がなくても、紹介なり、匿名の通知でもよいのです」と言っている。そして最後に、「差当り熊本県、九州の未収容患者だけでもどしどし御預りしたいと考えます」と、ちょうど菊池事件が起きたあたりで恵楓園の所長である宮崎松記が、「熊本の癩問題を解決したい」と明確に言っているということはとても重要であると考える。そのあたりも考えた方がいいのではないか。

(内田委員長)

齊藤協力員がいらっしゃったので、第三章の「宗教界」についてご報告をお願いする。 (齊藤真協力員)

「檜の影」を資料の中心にして、無らい県運動の中で宗教界がどのような関わりを持っていたか調査している段階。私も浄土真宗本願寺派の僧侶だが、教団としての資料は少ないというか皆無と言っていい状態である。そのため、園に残っている資料や記録を手がかりにしながら、具体的なお名前が出たところで確認作業を行うことにしている。原稿としてどのようにまとめていくのかノウハウをあまり存じ上げないところがあるので、いろいろご指導をお願いしたい。

(志村委員)

最近になって、曹洞宗から 50 名ほど来園されて供養が行われた。その他にも、最近新しく「(恵楓園で) 供養をやらせてくれないか」という申し入れが自治会に来ている。これを断るわけにはいかないので、「今までほったらかしておいて今さら何だ」という嫌味を言ったりしている。宗教はいろいろと派が分かれており、私たちでは考えが及ばないような事柄もある。例えば日蓮宗でも諸派あるが、そのような派が 40 名 50 名と僧侶を集めて恵楓園で供養を行いたい、それも毎年行いたいという話がある。なぜそうなってきているのか、今さらという気持ちもあり、我々は非常に不信感を持っている。そのあたりのご検討もよろしくお願いする。

(内田委員長)

時間の関係もございますので、第一議題に関する議論は以上にする。委員間、また委員 と協力員の間で適時連絡を取っていただいて調整の上で検討を深めていっていただきたい。 (国宗協力員)

担当分けだが、とりあえず原稿を作って出すということであれば、共同担当になってい

る部分を割り振っていただいた方がやりやすい。もちろん議論すべきところは議論してい きたい。

(内田委員長)

それでは国宗協力員がおっしゃった形で進めていきたい。

(2) 聞き取り調査等に関する報告について

(内田委員長)

では、第2議題の「聞き取り調査等の報告について」、事務局からご報告をお願いする。 (楠本誠二 熊本県健康福祉部健康づくり推進課主幹)

先ほど国宗協力員からご提案をいただいたとおり、聞き取り調査をどのように活用するかという観点でご議論いただければと考えている。県職員 OB 2 件、入所者 16 件の聞き取り調査を別添資料にしている。本日初めてご覧になる委員、協力員もおられるので、この場でどのように活用するかという意見はなかなか出ないかとは思うが、まとめ方や今後活用するにあたってのアドバイスやご意見を事務局にお寄せいただきたい。また、まとめ方や修正等あった場合、随時お届けする。また、この聞き取り調査の結果はいろいろご指示を得た後に巻末に掲載したいと思っている。

(内田委員長)

聞き取り調査の原稿は、各自持ち帰って読み込んでいただいた上で、それぞれの担当の ところに織り込むと共に活用案に関する意見を事務局に寄せていただきたい。次回、その 案を踏まえて、この委員会としてどうするか決定したい。

(国宗協力員)

この聞き取り調査は「取扱注意」なので疎かには扱えないとは思うのだが、可能だった ら私にはデータでいただけないだろうか。

(楠本主幹)

了解。

(3) 今後の調査・執筆の担当について

(内田委員長)

次に第3議題「今後の調査・執筆について」、事務局よりご説明をお願いする。

(楠本主幹)

今後の調査・執筆に関しては、次第の最終ページにある「検証委員会報告書作成までのスケジュール」で示している。このスケジュールは、9月に内田委員長からの調査ということで各委員の進捗状況をうかがい、その点を踏まえたところで作成した。当初は取りまとめのメドを平成23年度中ということで予定していたが、こうした進捗状況、熊本独自の

内容、本日ご議論いただいている件などを織り込んでいただきたい。第4回の委員会を来年3月、それから第5回を同8月に予定している。この8月を原稿の取りまとめのメドにしていただければと考えている。その後、同11月に原稿に関する最終協議として、平成24年度中完成という方向で、県の方でも調整や調査の便宜の面で働いていきたい。

もう1点、報告書の完成イメージをお考えいただきたい。三重県や大阪府、あるいは長野県で報告書が出されている。そうした他県の報告書、例えば長野県のものは 250 数ページある。熊本県の場合、いろいろな事象等あるので、それ以上のページ数になるかと思う。委員の先生方に熱心にやっていただいてそれを圧縮するのは心苦しいが、今後の啓発に生かすというところである程度の目安をお立ていただければと思う。

(内田委員長)

1点目のスケジュールについて、従前のスケジュールよりも延ばしていただいて、来年 8月に最終原稿を示させていただくということになるが、この点いかがだろうか。

異議がないようなので、この点ご協力方々よろしくお願いする。

もう1点は報告書の形態である。300ページをメドにして、ページ数を念頭に置きながら 随時原稿をまとめる作業に入っていただければと思う。

(国宗協力員)

一度、事務局で機械的にページ数を割り振っていただけないだろうか。例えば総ページ数が 300 ページと考えた場合、それぞれの項目に何ページ割けるのか提示していただけないだろうか。一応それを眺めてみると、とても 300 ページでは書ききれないということもあり得る。また、どうしても 300 ページで出すのであれば、そこに入る形で原稿をまとめることになる。例えば4ページしか与えられないところを苦労して 20 ページ書いても意味がないので、先に原稿量のメドを知りたい。

(内田委員長)

事務局から、一応の目安としてそれぞれのページ数を示していただきたいということだが、よろしいだろうか。ただし、小松委員から細かい資料のご提出があったので、どうしても原稿量が膨らむなど少しずつ変化が出てくるかとは思う。とりあえずの目安としてお示しいただきたい。

(国宗協力員)

今回の報告書は 300 ページにまとめるのは無理かと思う。特に、ハンセン病問題における三大差別事件がすべて熊本で起きているという状況下において、熊本の話を書くというわけだから、他県と同じようなボリュームには決してならないのではないだろうか。そのあたりも検討材料にして数字が見えれば執筆しやすいと思う。

(志村委員)

300 ページにするのは大変。私は聞き取り調査や内田委員長からご提出のあった原稿もすべて読んだ。そこで思うのだが、内田委員長の原稿だけでも 150 ページぐらいある。内容も非常に密で他と重なる部分もあるかと思うので、最後の編集が大変ではないだろうか。

また本日は杉野さんが本委員会にお見えである。杉野さんは「虹波」を使った生き残り。 生き残りは2、3名おり、あとは全員、虹波のために亡くなっている。そのことについて、 小松先生の年表には「宮崎松記 癩に関する最近の諸問題」(西海医報第4号)で、「プロ ミンなどについては<一斑に喧伝せられている程、効果があるとは思っていない>と懐疑 的。反面、<私共も五、六年前から、感光色素(ルミン)を以てする癩治療の研究を続行 中であるが、私共としてはこれについては将来に大きな希望を持っている>」とある。こ のようなところは、できるだけ原稿に入れて残していただきたい。

(泉委員)

報告書の中で聞き取り調査の資料はどのような扱いをされるのか。

(内田委員長)

おそらく巻末に別添の形での掲載になる。

(国宗協力委員)

先ほど申し上げた第五章の組み立てだが、聞き取り調査を題材にして執筆して、聞き取り調査そのものは別冊を作るということだろうか。

(楠本主幹)

巻末に閉じ込もうと思う。章の中ではそれを引用していただく形で執筆していただきたい。

(泉委員)

聞き取り調査に関してはぜひ資料編として別刷にしていただきたい。小松委員の年表に 関しても、初めて知ったという事実もある。新資料を掘り起こすことも本委員会の大事な 役割だと思うので、年表の資料になった原本も合わせて別刷でお願いしたい。

(内田委員長)

各先生方から力作を出していただくということなので、ページ数は他県より増えることが予想される。事務局ではその点柔軟にお考えいただきたい。ただし、それぞれ書いていただく上での目安が必要であるということで、ある程度のページ数をご提示いただき、執筆作業の中で、"このページ数では無理だ"といったことがあればその旨示したい。

(塚本協力員)

県職員 OB の方の聞き取り資料は、保健所担当である私の原稿の中で織り込まなければならないのだろうか。また、この聞き取りの内容と私が書いたことがまったくかけ離れていて整合性がつかない場合、どのように扱えばいいのか。

(内田委員長)

それぞれの担当で聞き取りの内容を織り込んでいただいて、聞き取りの内容と違う部分があればその分析を適時やっていただきたい。聞き取りは聞き取りとして、事実そのようにお話になったということなので、それも資料として使わせていただくということである。 (志村委員)

県 OB の聞き取り調査の中で非常に面白かったのは、「車が行かないような山道を歩いて

歩いて、患者さんのためを思って私は行ったんだ」という話。行くのはいいのだけれど、「(療養所に)入りなさい」ということもついでに言ってくる。「それなのに訴訟を起こしたのには呆れる」といったことが書かれている。 県職員からすれば「自分たちは一生懸命にやったんだ」ということだろうが、それが間違いの元であるということを如実に物語っている。この文面はやっぱり残してもらいたい。

(4) その他

(内田委員長)

それでは第3議題ではここまでにして、第4議題の「その他」について。

県の資料は今のところないという旨報告を受けているが、恵楓園入所者のいちばんの要望は、無らい県運動において県がどのような役割を果たしたか検証してほしいということ。 そこで県の資料が一切ないというのでは形がつかないような気がする。できれば、県と衛

生関係の資料を直接あたる機会をぜひ設けていただきたい。県と県教委、それと天草アーカイブスの方に行きたい。間接的にはいくつか出てきているが、ぜひ直接的に探したい。

(国宗協力員)

先ほどのページ数と関係があることだが、1ページに 36 行で 43 字入っている。だいたい 1ページにそれぐらいの文章量でいいだろうか。1ページに何文字入れるかで原稿量も違ってくるので、そのあたりの目安をご提示いただきたい。

【4 閉会】

(内田委員長)

時間も超過したので、本日の委員会はこのあたりで終了する。